

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 16 日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 鈴木 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 9 月 3 0 日から 令和 8 年 1 0 月 7 日 午後 5 時 0 0 分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 0 月 1 4 日 午前 1 0 時 0 0 分 横浜地方裁判所川崎支部売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 1 1 月 4 日 午前 9 時 3 0 分 横浜地方裁判所川崎支部民事部
特別売却 実施期間	令和 8 年 1 0 月 2 2 日 午前 1 0 時 0 0 分から 令和 8 年 1 0 月 2 2 日 午後 3 時 0 0 分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 3 3 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 1 6 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 1 0 時から午後 3 時までの間（午後 0 時 1 5 分から午後 1 時までの間を除く。）に行います。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	26,770,000 21,416,000	一括	5,354,000	117,082	0
1	8,840,000				
2	17,930,000				



物 件 目 録

1 所 在 川崎市多摩区南生田一丁目

地 番 9 番 10

地 目 宅地

地 積 191.80 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 1

共有者 B 持分 10 分の 1

共有者 C 持分 15 分の 4

共有者 D 持分 15 分の 4

共有者 E 持分 15 分の 4

2 所 在 川崎市多摩区南生田一丁目 9 番地 10

家屋 番号 9 番 10

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 71.22 平方メートル
2 階 52.17 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 1

共有者 B 持分 10 分の 1

共有者 C 持分 15 分の 4

共有者 D 持分 15 分の 4

共有者 E 持分 15 分の 4



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 12 日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 鈴木 誠

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 川崎市多摩区南生田一丁目

地 番 9 番 10

地 目 宅地

地 積 191.80 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 1

共有者 B 持分 10 分の 1

共有者 C 持分 15 分の 4

共有者 D 持分 15 分の 4

共有者 E 持分 15 分の 4

2 所 在 川崎市多摩区南生田一丁目 9 番地 10

家屋 番号 9 番 10

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 71.22 平方メートル

2 階 52.17 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 1

共有者 B 持分 10 分の 1

共有者 C 持分 15 分の 4

共有者 D 持分 15 分の 4

共有者 E 持分 15 分の 4



令和 8 年(ケ)第 4 8 号
令和 8 年 6 月 3 日受理
令和 8 年 7 月 1 3 日提出

現況調査報告書

横浜地方裁判所 川崎支部
執行官 小 野 将太郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 川崎市多摩区南生田一丁目

地 番 9 番 10

地 目 宅地

地 積 191.80 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 1

共有者 B 持分 10 分の 1

共有者 C 持分 15 分の 4

共有者 D 持分 15 分の 4

共有者 E 持分 15 分の 4

2 所 在 川崎市多摩区南生田一丁目 9 番地 10

家屋 番号 9 番 10

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 71.22 平方メートル
2 階 52.17 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 1

共有者 B 持分 10 分の 1

共有者 C 持分 15 分の 4

共有者 D 持分 15 分の 4

共有者 E 持分 15 分の 4

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	川崎市多摩区南生田一丁目9番10号	
土地	物件1	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者らが本建物を居宅として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

- 1 目的物件の占有者及び占有状況等については前記記載のとおりである。関係人の陳述書及び立入調査の結果から、本件建物は、建物共有者らが共有持分権に基づき、誰も住んでいない状態で居宅として占有しているものと認めた。なお、目的物件の状況は写真のとおりである。
- 2 本件建物には、全体的に経年劣化、損傷及び汚損が見受けられた。なお、1階ホール等の床には沈みを感じられる箇所があった。
- 3 評価人によると、本件土地は西側及び南側で市道（建築基準法第42条第1項第1号該当道路）に接している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和8年6月8日 (月) 10 : 21 — 10 : 43	目的物件所在地	不在, 照会書投函, 外観調査, 写真撮影
令和8年6月12日 (金)	執行官室 (郵送)	共有者ら宛照会書送付 (6月18日から7月1日までにかけて各共有者から回答受領)
令和8年7月6日 (月) 12 : 35 — 13 : 09	目的物件所在地	立入調査 (評価人同行)
令和8年7月7日 (火) 9 : 47 — 9 : 57	横浜地方法務局 川崎支局	土地登記事項証明書受領 建物登記事項証明書交付請求 (該当なし)
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		
年 月 日 () : — :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

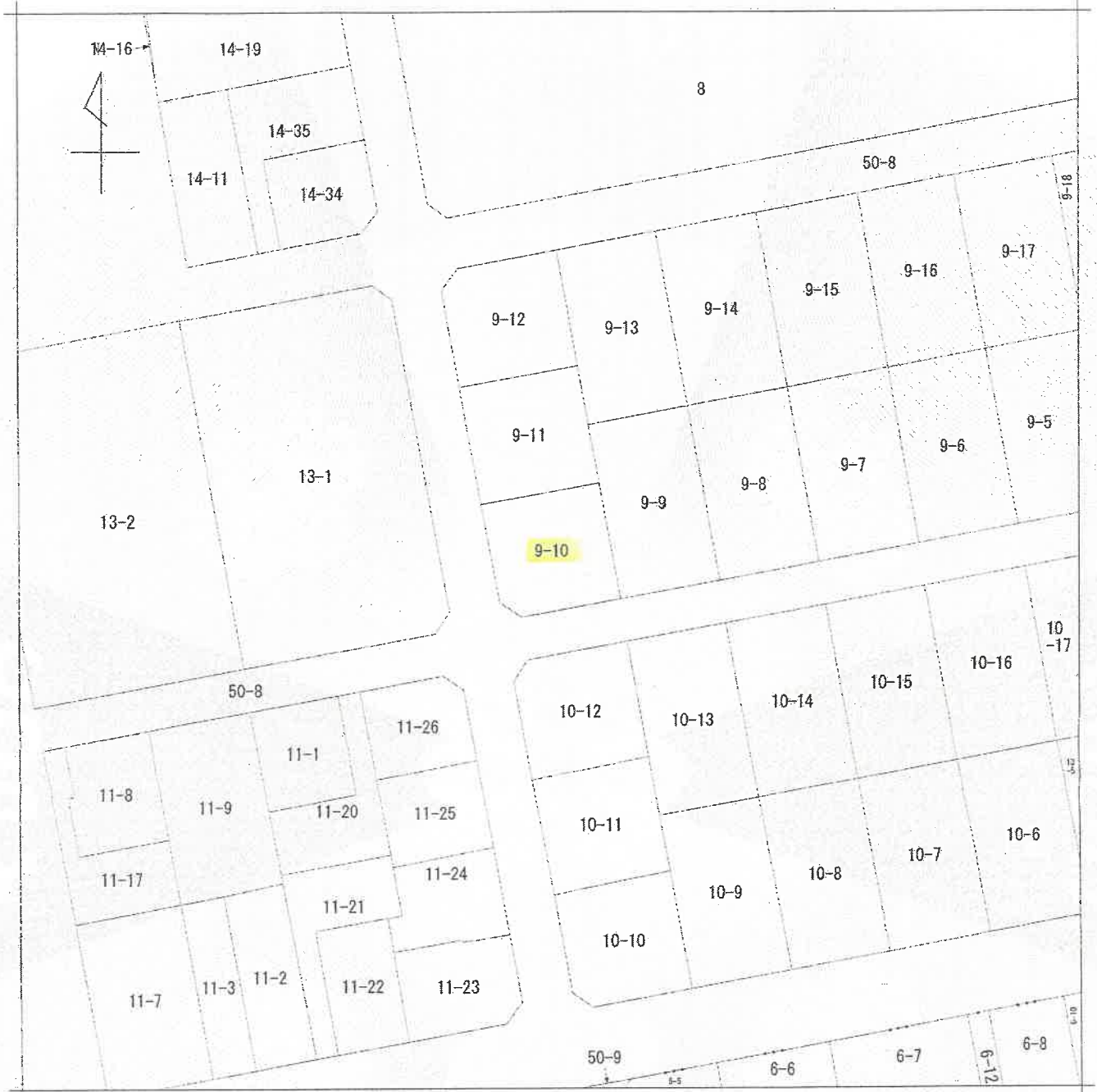
☒ 令和 8 年 7 月 6 日
目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人Fを立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版
に縮小したものである



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
南生田1丁目
南生田2丁目

請求部	所在	川崎市多摩区南生田一丁目				地番	9番10		
出方尺	1/500	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	土地区画整理所在図
作成年月日	昭和52年3月3日			備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局麻生出張所管轄)

令和8年4月13日

東京法務局

請求番号: 31-1

(1/1)

登記官

(5 枚目)

登記年月日：昭和53年10月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方裁判所麻生出張所管轄)

令和8年4月13日 東京法務局

登記官

(6 枚目)

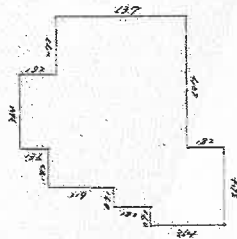
建物各階平面図

家屋番号 9～10

建物の所在 川崎市多摩区南生田1丁目9番地10

407803 各階平面図

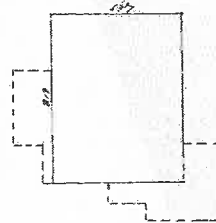
1階平面図



床面積

0.91×3.64= 3.3124
0.91×5.46= 4.9686
1.82×8.65=15.7430
3.64×8.19=29.8116
2.73×6.37=17.3901
71.2257
71.22 m²

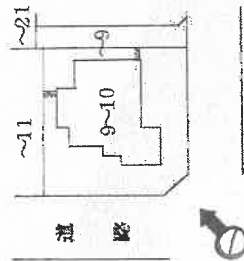
2階平面図



床面積

6.37×8.19=52.1703
52.17 m²

←○は写真撮影位置・方向



本図面はA3版をA4版に縮小したものである

昭和五拾年十月九日

(実測等)

縮尺 1/500

申請人

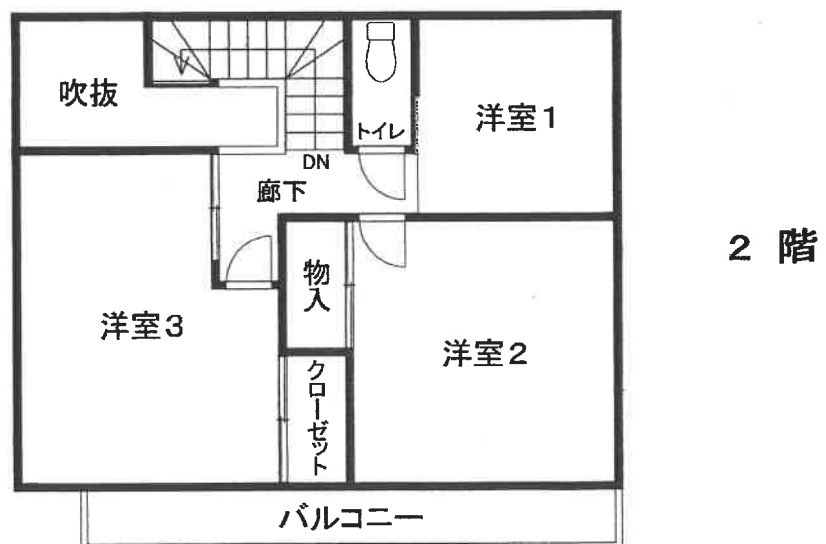
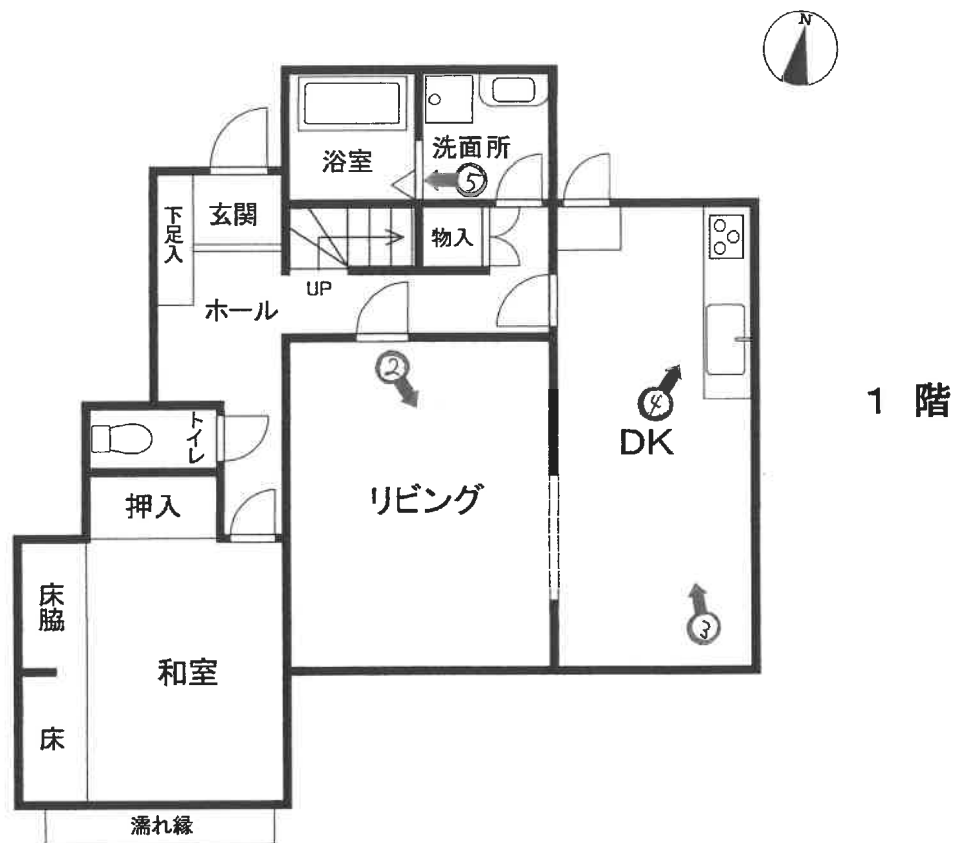
縮尺 1/250

作製者

(日機測12)

請求番号：31-2

建物概略間取図



←○は写真撮影位置・方向

①本件建物の外観



②



③



④



⑤



令和 8 年（ケ）第 48 号
令和 8 年 7 月 6 日 現地調査
令和 8 年 7 月 15 日 評 価

横浜地方裁判所川崎支部

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

西 川 浩 美

第1 評価額

一括価格（合計）	
金26,770,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金8,840,000円
物件2（建物）	金17,930,000円

- ① 一括価格は、物件1、物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

物件 番号	登 記	現 況
1	次頁物件目録記載のとおり	
2		住居表示 「多摩区南生田一丁目9番10号」
特 記 事 項		
なし		

*現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

1 所 在 川崎市多摩区南生田一丁目

地 番 9 番 10

地 目 宅地

地 積 191.80 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 1

共有者 B 持分 10 分の 1

共有者 C 持分 15 分の 4

共有者 D 持分 15 分の 4

共有者 E 持分 15 分の 4

2 所 在 川崎市多摩区南生田一丁目 9 番地 10

家屋 番号 9 番 10

種 類 居宅

構 造 木造スレート葺 2 階建

床 面 積 1 階 71.22 平方メートル
2 階 52.17 平方メートル

共有者 A 持分 10 分の 1

共有者 B 持分 10 分の 1

共有者 C 持分 15 分の 4

共有者 D 持分 15 分の 4

共有者 E 持分 15 分の 4

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	小田急小田原線「読売ランド前」駅の南方約1.2km (道路距離)。(附属資料「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が建ち並ぶ区画整然とした住宅地域。周辺には公園、生産緑地等も見られる。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない 一般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50% 80% なし 第1種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	191.80m ² ほぼ長方形 間口約11m (西側)、奥行約14m 前面道路と車庫部分は等高であるが、建物の存する部分は約1.5m程度高く、擁壁、階段がある。建物が存する部分は概ね平坦である。
接 面 道 路 の 状 況	西側で幅員約6mの舗装市道 (建築基準法第42条1項1号) に、南側で幅員約5mの舗装市道 (建築基準法第42条1項1号) に接面している角地。	
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2の建物敷地等として利用されている。建物の配置は附属資料建物図面写のとおり。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 都 市 ガ ス 下 水 道	あり あり あり
特 記 事 項	◇目的土地について、すべての境界標までは確認できなかったが、現況、公図、建築計画概要書配置図等を基に確認を行い、登記数量を採用した。なお、建築計画概要書記載の敷地面積は191.808m²となっている。 ◇登記上、地番50番8の土地は川崎市所有の公衆用道路である。 ◇公法上、最低敷地面積は125m²である。 ◇周辺隣接地とは、高低差がある。	

特 記 事 項	◇目的土地を含む周辺地域は旧宅地造成等規制法の宅地造成許可を受けて宅地造成工事が行われている。
	許可等年月日 昭和51年11月19日
	番 号 川崎市指令都開(ア)第16号
	検査済年月日 昭和52年5月9日
	番 号 都-第2号
	許可等を受けた者 南生田土地区画整理組合
	所在及び地番 多摩区生田字東栗谷5618-1ほか986筆
	宅地の面積 602,801.1㎡
	◇擁壁はコンクリート部分に大きなひび割れ、劣化等が見られた。隣地境界部分等の状態の確認はできなかったが、築造時より年月を経ており、補修等が必要な場合もある。
	◇一部、フェンスの塗装が剥がれ、錆びていた。

2. 建物の概況及び利用状況 (物件2)

区分	主である建物	
建築時期及び経済的 残存耐用年数	建築年月日	昭和53年10月2日 新築(登記記載)
	経過年数	約48年
	経済的残存耐用年数	約5年
仕 様	構造	木造2階建
	屋根	スレート葺
	外壁	モルタル塗等
	内壁	ビニールクロス貼、板貼等
	天井	ビニールクロス貼等
	床	畳、クッションフロア等
	設備	トイレ×2、浴室、洗面所、キッチン等
床面積(現況)	1階 : 71.22㎡	2階 : 52.17㎡ 延べ : 123.39㎡
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	4LDK(附属資料建物概略間取図のとおり)
品 等	普通	
保守管理の状況	普通	
建物の利用状況	令和8年7月6日：内部立入調査(解錠による) 建物共有者らが占有し、居宅として利用している。	
特 記 事 項	◇物件2建物は建築確認を受け、完了検査済証(昭和53年10月3日、第53-30303号)の交付も受けている。新築の建築時期では、旧耐震基準の建物である。 ◇給排水、諸設備の不具合の有無については確認できなかった。 ◇廊下、ホール等で床の沈みを感じられた。洗面所のクロスが広範囲で剥がれていた。 ◇新築時以降、リフォーム等を行ったもようであったが、室内は全体的に床、壁、天井、建具、設備等の傷み、汚れ等の劣化が認められた。 ◇バルコニーの塗装が剥がれ、錆びていた。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価格(円/㎡)	個別格差	更地価格 (円/㎡)	地積 (㎡)	建付 減価	建付地価格 (円)
1	192,000	$\frac{103}{100}$	198,000	× 191.80	× 0.95	= 36,080,000

標準画地価格 : 標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

地価公示 川崎多摩—25

地価公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格

$$192,000\text{円/㎡} \times \frac{101}{100} \times \frac{100}{100} \times \frac{100}{101} = 192,000\text{円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 令和8年1月1日から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 標準画地で補正の必要なし。

◇ 地域格差 : 地価公示地の所在地域は対象地域に比し、交通接近条件等で優り、格差は上記のとおり。

◇ 個別格差 : 目的土地は角地等で優り、格差は上記のとおり。

◇ 建付減価 : 経過年数、建物の状況等を考慮し、建付減価率を5%と判定した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	建物価格 (円)
2	220,000	× 123.39	× 0.08	= 2,170,000

現価率

- ・ 経過年数 48年 、 経済的残存耐用年数 約5年 、 観察減価率 20%
- ・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

$$\text{現価率} = \frac{\text{経済的残存耐用年数 } 5\text{年}}{(\text{経過年数 } 48\text{年} + \text{経済的残存耐用年数 } 5\text{年})} \times (1 - 0.20) = 0.08$$

2. 評価額の判定

前記により求めた価格を基に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円)	土地利用権等割合(注)		土地利用権等価格 (円)
1	36,080,000	×	0.65 法定地上権	= 23,450,000

(注) 土地利用権等割合：土地利用権等を 法定地上権 と判定し、その割合を 65% と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基 礎 と な る 価 格 (円)	土地利用権等価格 の 控 除 及 び 加 算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修 正	競売 市場 修正	その他の 控 除	評価額 (円)
1	36,080,000	－ 23,450,000		× 1.0	× 0.7		= 8,840,000
2	2,170,000	＋ 23,450,000	× 1.0	× 1.0	× 0.7		= 17,930,000
一 括 価 格 (合 計)							26,770,000

占有減価修正 : 必要なし。

市場性修正 : 必要なし。

競売市場修正 : -30% と判定した。

その他の控除 : 必要なし。

第6 参考価格資料

1 . 地価公示価格 川崎多摩—25

所 在 : 川崎市多摩区南生田1丁目16番19外 「南生田1-16-10」

価 格 : 192,000円/㎡

位 置 : 小田急小田原線「読売ランド前」駅約1.1km

価 格 時 点 : 令 和 8 年 1 月 1 日

地 積 : 186㎡

供給処理施設 : 水道、ガス、下水

接 面 街 路 : 西側 6m 市道

用 途 指 定 等 : 第1種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率80%）

地 域 の 概 要 : 一般住宅のほかにアパート等が見られる住宅地域

2 . 固定資産税評価額 （ 令和 8 年度 ）

物件1 23,284,520円

物件2 2,321,705円

第7 附属資料の表示

位置図

公図写 （ A3判からA4判へ縮小 ）

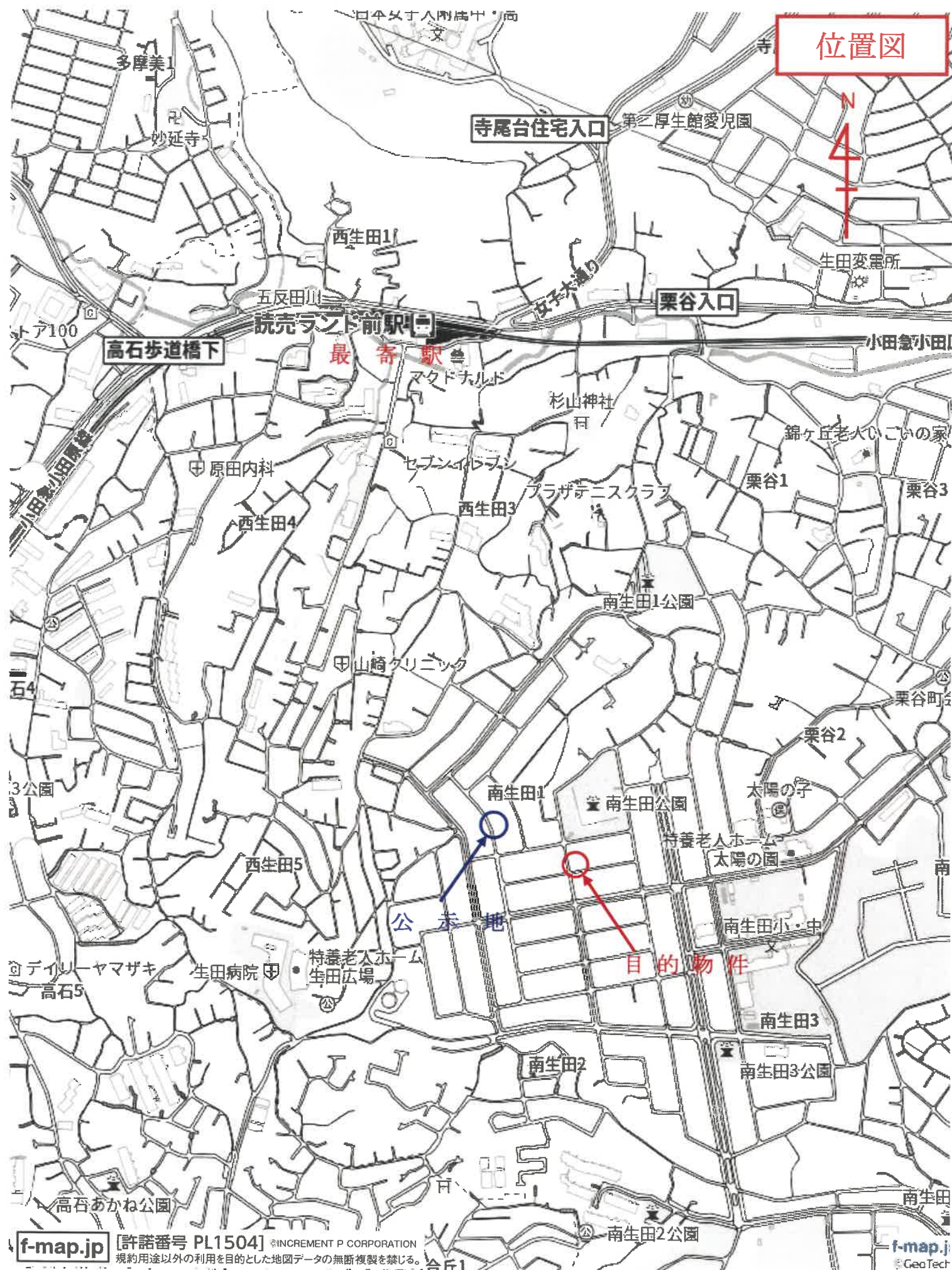
地積測量図 （ A3判からA4判へ縮小、目的土地部分を抜粋）

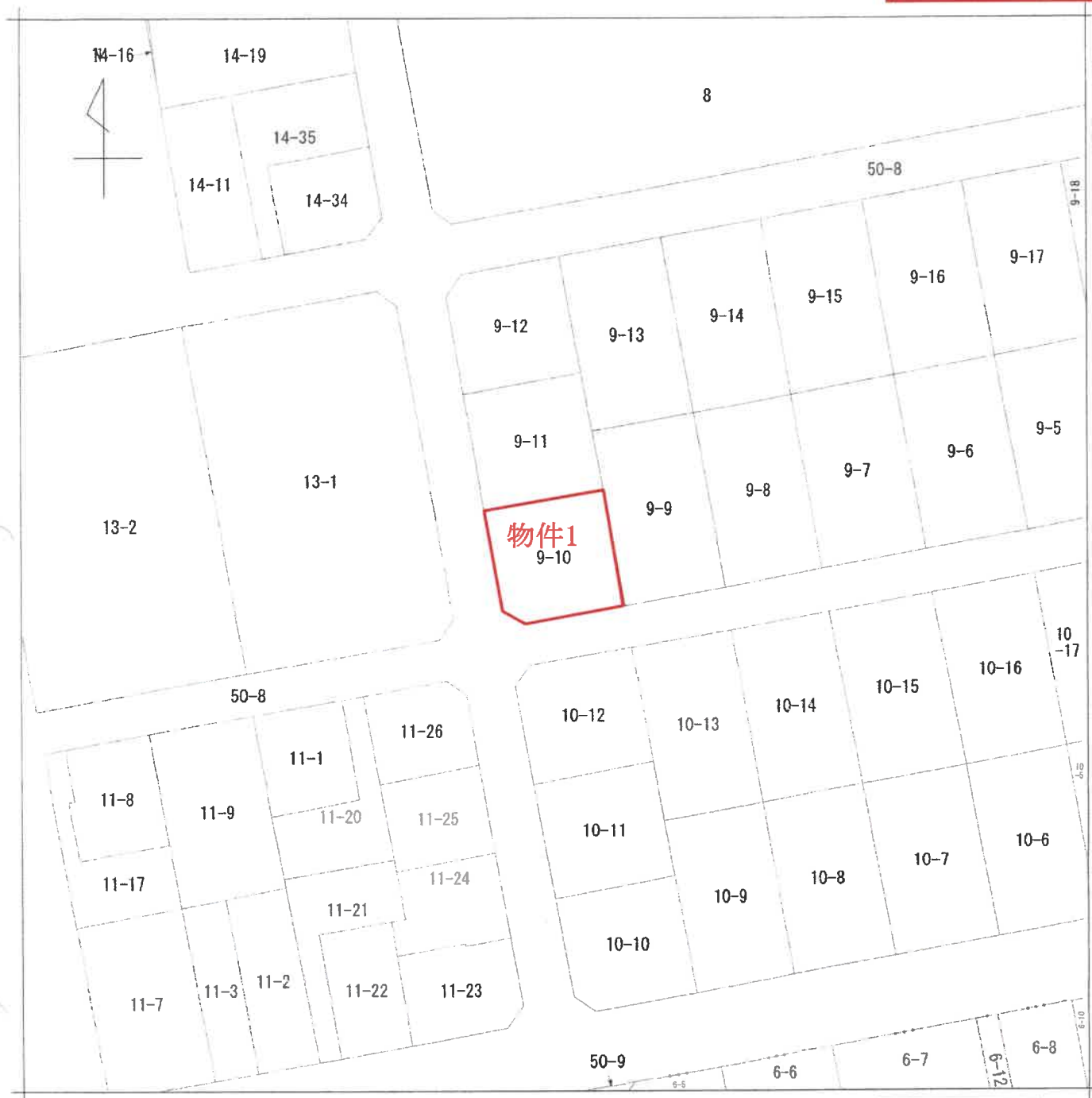
建物図面・各階平面図写 （ A3判からA4判へ縮小 ）

建物概略間取図

以上

位置図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
南生田1丁目
南生田2丁目

A3をA4に縮小

請 求 部 分	所 在	川崎市多摩区南生田一丁目				地 番	9番10				
出 力 尺 寸	1/500	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図	
作 成 年 月 日	昭和52年3月3日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月6日
横浜地方税務局麻生出張所
登記官

登記年月日：昭和52年4月28日

令和8年7月7日 横浜地方支務局麻生出張所

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

363557 前 9 後・新 0

地番 9-1.-2.-3.-4.-5.-6.-7.-8.-9.-10.-11.-12.-13.-14.-15.-16.-17.-18

土地の所在 川崎市多摩区南生田1丁目

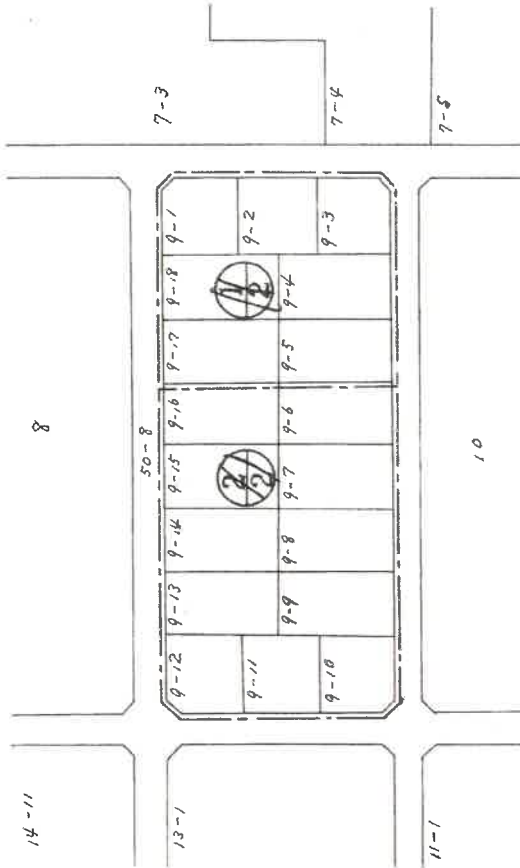
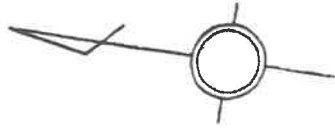
土地積測量図

昭和52年4月15日 製作年 月 日

製作者

申請人

昭和五十二年四月二十八日



(日 測 連 10)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮 尺 1/1,000 1/

A3をA4に縮小

登記官

地図整理番号：M22982

(1/4)

登記年月日：昭和52年4月28日

363559 前

後 門 新

地 積 測 量 図

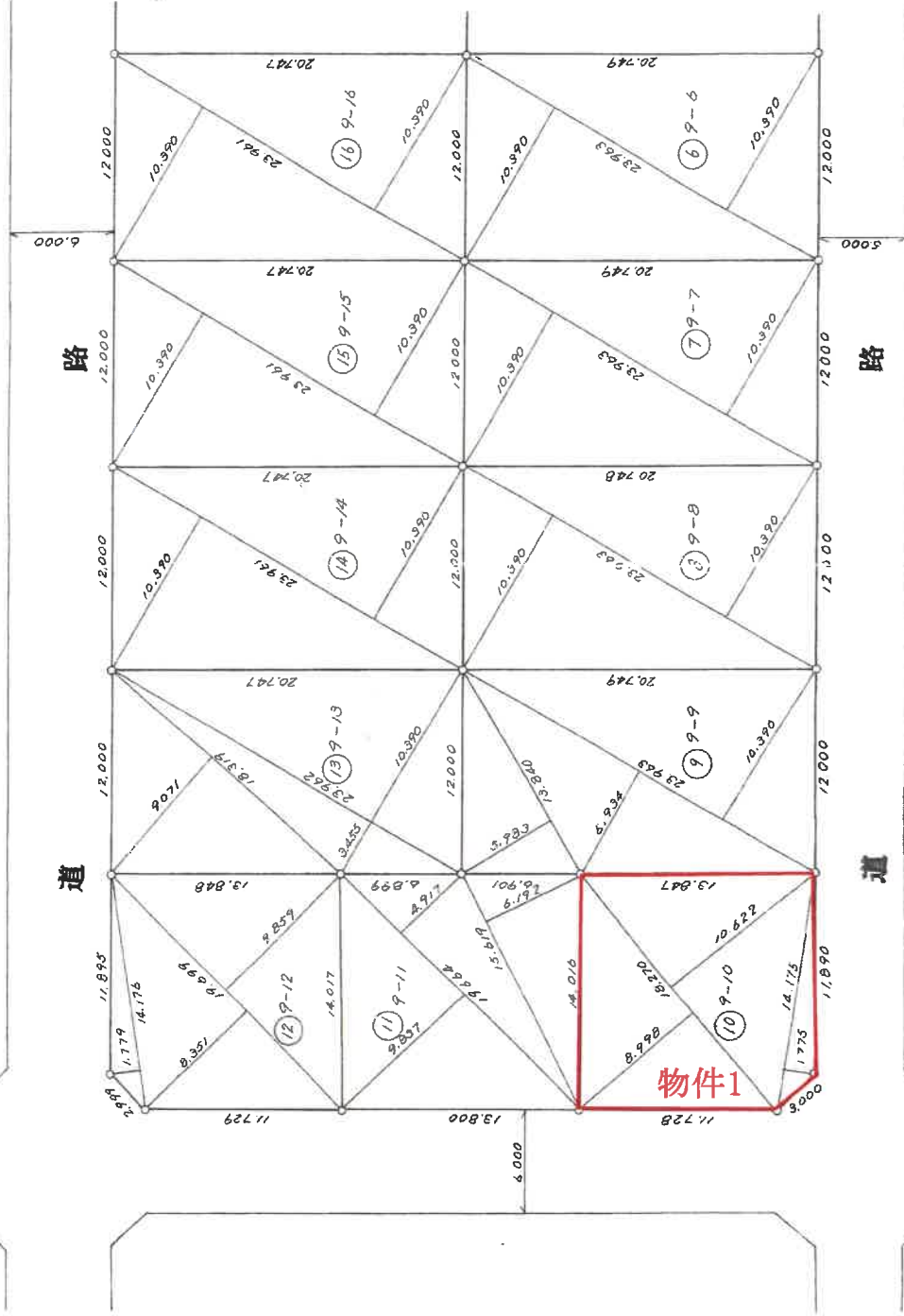
番 9-1-2-3-4-5
9-6-7-8-9-10-11-12-13-14-15-16

土地の所在 川崎市多摩区南生田1丁目

作 製 年 月 日
昭和 52 年 4 月 15 日

作 製 者

申 請 人



(日 測 定 9) [目 録 納]

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮 尺 1/300

A3をA4に縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和 8 年 7 月 7 日 横浜地方方法務局麻生出張所

登記官

登記年月日：昭和52年4月28日

363560 新 後・新同一・新

地 番 9-1, -2, -3, -4, -5, -6, -7, -8, -9, -10, -11
9-12, -13, -14, -15, -16, -17, -18

土地の所在 川崎市多摩区南生田1丁目

地 積 測 量 図

面積計算

- (1) 9-1
 $14,180 \times 1,774 = 25,155.3$
 $18,272 \times (10,625 + 8,999) = 338,569.7$
 $\frac{1}{2} \quad 383,725.0$
 $\frac{1}{2} \quad 191,862.5$
- (2) 9-2
 $19,664 \times (9,833 + 4,914) = 288,985.0$
 $15,622 \times 6,196 = 96,793.9$
 $\frac{1}{2} \quad 385,778.9$
 $\frac{1}{2} \quad 192,889.4$
- (3) 9-3
 $19,700 \times (9,855 + 8,336) = 358,362.7$
 $14,168 \times 1,789 = 25,346.5$
 $\frac{1}{2} \quad 383,709.2$
 $\frac{1}{2} \quad 191,854.6$
- (4) 9-4
 $23,963 \times (10,390 + 3,452) = 331,695.8$
 $18,324 \times 9,078 = 166,253.6$
 $\frac{1}{2} \quad 497,949.4$
 $\frac{1}{2} \quad 248,974.7$
- (5) 9-5
 $23,963 \times (10,390 + 10,390) = 497,945.1$
 $\frac{1}{2} \quad 248,972.5$
- (6) 9-6
 $23,963 \times (10,390 + 10,390) = 497,945.1$
 $\frac{1}{2} \quad 248,972.5$
- (7) 9-7
 $23,963 \times (10,390 + 10,390) = 497,945.1$
 $\frac{1}{2} \quad 248,972.5$
- (8) 9-8
 $23,963 \times (10,390 + 10,390) = 497,945.1$
 $\frac{1}{2} \quad 248,972.5$
- (9) 9-9
 $13,840 \times 5,983 = 82,804.7$
 $23,263 \times (6,934 + 10,390) = 451,350$
 $\frac{1}{2} \quad 497,939.7$
 $\frac{1}{2} \quad 248,969.8$
- (10) 9-10
 $18,270 \times (8,998 + 10,622) = 358,457.4$
 $14,175 \times 1,775 = 25,160.6$
 $\frac{1}{2} \quad 383,618.0$
 $\frac{1}{2} \quad 191,809.0$
- (11) 9-11
 $19,664 \times (9,837 + 4,917) = 290,122.6$
 $15,619 \times 6,192 = 96,712.6$
 $\frac{1}{2} \quad 386,835.4$
 $\frac{1}{2} \quad 193,417.7$
- (12) 9-12
 $14,176 \times 1,779 = 25,219.1$
 $19,699 \times (8,357 + 9,859) = 358,718.7$
 $\frac{1}{2} \quad 383,937.8$
 $\frac{1}{2} \quad 191,968.9$
- (13) 9-13
 $18,319 \times 9,071 = 166,171.6$
 $23,962 \times (10,390 + 3,455) = 331,753.8$
 $\frac{1}{2} \quad 497,925.4$
 $\frac{1}{2} \quad 248,962.7$
- (14) 9-14
 $23,961 \times (10,390 + 10,390) = 497,909.5$
 $\frac{1}{2} \quad 248,954.7$
- (15) 9-15
 $23,961 \times (10,390 + 10,390) = 497,909.5$
 $\frac{1}{2} \quad 248,954.7$
- (16) 9-16
 $23,961 \times (10,390 + 10,390) = 497,909.5$
 $\frac{1}{2} \quad 248,954.7$
- (17) 9-17
 $23,961 \times (10,390 + 10,390) = 497,909.5$
 $\frac{1}{2} \quad 248,954.7$
- (18) 9-18
 $23,962 \times (10,390 + 6,931) = 415,045.8$
 $19,842 \times 5,987 = 118,720$
 $\frac{1}{2} \quad 497,917.8$
 $\frac{1}{2} \quad 248,958.9$

(日調連 9) [日加納]

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮 尺 1/

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年7月7日 横浜地方方法務局南生田出張所

登記官

登記年月日：昭和53年10月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(横浜地方法務局麻生出張所管轄)
令和8年4月13日 東京法務局

登記官

407303 各階平面図

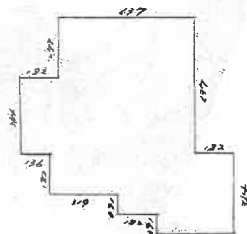
建物各階平面図

家屋番号 9～10

建物の所在 川崎市多摩区南生田1丁目9番地10



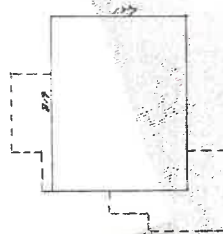
1階平面図



床面積

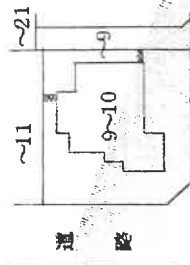
0.91×3.64= 3.3124
0.91×5.46= 4.9686
1.82×8.65=15.7430
3.64×8.19=29.8116
2.73×6.37=17.3901
71.2257
71.22 m²

2階平面図



床面積

6.37×8.19=52.1703
52.17 m²



昭和五十二年四月九日

(長縮紙)

(日縮紙12)

A3をA4に縮小

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

建物概略間取図

